

# 平成27年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 平成27年12月24日(木)  
場 所 岐阜県議会東棟2階第2面会室

岐 阜 県

午後1時30分開会

(事務局) ※高井技術総括監

それでは時間となりましたので、ただ今から平成27年度第1回岐阜県森林審議会を開催致します。それでは、初めに瀬上林政部長から挨拶を申し上げます。

～あいさつ～

(事務局) ※高井技術総括監

ありがとうございました。さて、本日の審議会は、委員12名中、10のご出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める、会議の定足数に達しておりますので、有効に成立していることを報告します。次に審議会の進め方ですが、審議の公平性透明性の確保から公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますのでご理解をお願い致します。

次に本日の資料について確認させていただきます。

～資料確認～

それでは、審議に入らせていただきます。岐阜県森林審議会運営内規第3条により、議長につきましては会長が務めることとなっておりますので、以降の進行を藤原会長にお願いします。

それでは、よろしく申し上げます。

(藤原会長)

それでは、これより入らせていただきます。岐阜県森林審議会運営内規第8条により、本日の議事録の署名者を内木委員に指名させていただきます。よろしくお願い致します。それでは早速議事に入らせていただきますが、その前に諮問文の配付をお願いします。

～諮問文を配付～

まず、審議事項の諮問文を事務局から朗読願います。

・ 諮問文朗読

林第424号 平成27年12月24日
岐阜県森林審議会長 様
岐阜県知事 古田 肇
平成27年度第1回岐阜県森林審議会にかかる諮問について
下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

(藤原会長)

それでは只今諮問を受けました議第1号「長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「木曾川、揖斐川、宮・庄川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」の審議を致します。事務局から説明願います。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

～資料1～7に基づき長良川森林計画区の地域森林計画の樹立及び木曾川森林計画区等4計画区の地域森林計画の変更の概要を説明～

(森林法及び林野庁長官通知に基づき、計画の案の縦覧、関係市町村長・森林管理局長・経済産業局長への意見照会を行ったところ、いずれも意見なしであることを報告。)

(藤原会長)

ただいま説明のありました「長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「木曾川、揖斐川、宮・庄川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」、ご質疑、ご意見はございませんか。

(中島委員)

人工林の皆伐というのが復活してくるなかで、1か所あたりどの程度までの皆伐を認めていこうとしているのか。また、それに対して苗木の確保はできるのか。また、それに対する資金の問題について、材価は非常に安く労賃は上がっている中で、再造林に関する経費について所有者に対してどのように手当てをしていくのか。大きく3点について

て質問します。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

皆伐については、岐阜県の現在の資源量・成長量を考えると、現状以上を伐ることは可能ですが、地域森林計画の基準に沿った更新対策が不可欠です。他県の例では皆伐の上限を20ヘクタールとしているところが全体の3分の1ほどあり、これは保安林の指定施業要件を参考にしていると思われます。本県では、災害に強い森林づくりの考え方を地域森林計画に反映させ、例えば、皆伐時には谷筋や勾配の変化点等における保残木施業を行うよう規定しています。

(事務局) ※瀬上林政部長

20ヘクタールという数字が出ましたが、保護樹帯を設けたうえで伐ってもらうよう規定を設けていまして、1区画あたりでは小面積区分皆伐を行うこととなります。では、小面積とはどれくらいかというところ、5ヘクタールくらいまでと考えております。20ヘクタールというのは大きすぎるので、大体数ヘクタールを目安に考えてもらえばと思います。

あと、苗木の方は、下呂の林木育種場を活用して住友林業さんと協定を結びまして、当面20万から30万本、将来的には100万本の苗木、特にコンテナ苗木を供給していこうと考えています。今、苗木の需要が15万本くらいですし、国有林の方も皆伐を進めていまして増えていくと思えますけれども、十分供給できるのではないかと考えております。

3点目の再生林の経費に対する支援につきましては、間伐だけでは25万立方メートルくらいしかありませんので、50万立方メートルの需要に対して供給しようとする、皆伐が出てきます。そうすると、拡大造林の時代は十分できたが、今はできないということで、現在は、68%が再生林の補助金の基準となっています。これをどこまで積み上げていけるかというところが再生林を進めていく上で重要だと思っております。ちなみに大分県では、県単に民間基金の上乗せで実質85%くらいの補助をしています。北海道もこのくらいの補助をしているので、もし進めていくなればこの辺りが目安となるのではないかと思います。平成29年度からの3期目の岐阜県森林づくり基本計画では、この再生林の問題を「更新対策」として位置付けて、シカ等の獣害対策まで含めて更新対策をしっかりと進めていこうと考えております。

(伊藤委員)

平成28年度に木材生産量50万立方メートルを目標に掲げていますが、26年度までに37万から38万立方メートルで推移してきましたけれども、当初計画を立てた時に50万立方メートルという数字に裏付けはあるのか、また、未利用材までを50万立方メートルの中にカウントしてあるのか、その辺りはどうでしょうか。

(事務局) ※長沼県産材流通課長

33万立方メートルを50万立方メートルとするように計画した際に、その内訳として

A材が21万から26万立方メートルへ、B材が7万から11万立方メートルへ、CD材が5万から13万立方メートルへという数字があります。木材統計の37万立方メートルにはバイオマスの数字が入っていないため、実際の数字はもう少し上がってくるため、37万と50万では集計方法が異なります。例えば、岐阜バイオマスパワーさんが3、4か月稼働したことで3万から4万立方メートルあるので、実際は40万立方メートルくらいであると推計しています。

(伊藤委員)

当初から未利用材のバイオマス利用も想定に入れて、50万立方メートルということですか。

(事務局) ※瀬上林政部長

最初からバイオマスにという訳ではなく、チップの分で、逆にこれが今バイオマスで使えるようになりました。

(内木委員)

9ページで伐採の材積と利用材の利用率35%程度という数字について、これは間伐の話ですか。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

全部を含めた平均です。

(内木委員)

こんなに低いのか。県下の平均はこのくらいなのかな。

(中原委員)

早速、森林行政の話になっているのでお話しさせていただきますが、私は、一番大事なところが抜けていると思います。ご存知のとおり、岐阜県の人工林の27万か28万ヘクタールの内、スギやヒノキの1齢級が、スギでいうと71ヘクタールだとか、ヒノキでも100ヘクタールにも満たない。だから20年生までのもので3千ヘクタールなど到底及ばない数字なんですね。長良川の鮎が世界農業遺産に認定されましたけれども、その源流にあつて安定的に水を供給する森林なのに、このままでは山から木が枯渇してしまう。1齢級5年生なので50年経って55年生のスギだから、人口分布と同じで71ヘクタールもない。カーブの高い部分が多いから間伐せよと言うけれども、低い部分は植えなかったために永遠に低いままですよね。そのカーブをどう戻すかという前提でこういう計画を立てなければならないと思うんです。行政は利益を出さなくていい訳ですから、長期的見通しの下でいびつな齢級構成をどう補正していくのかを考えるべきで、いびつな形の中から何齢級を中心に、どういった施業、利用間伐なのか、切捨間伐なのか、択伐で行くのか、樹下植栽を伴うものなのか、皆伐でいくのか、保安林の指定を受けたために皆伐が出来ない部分については択伐にしなければならないためコストを食ってしまう、

そういったものが次の戦略・戦術の中で、また問題点が出てくると思うんですね。全国的に同様ですが、子々孫々に大きな負の遺産として残しかねない、そういったものをどう補って回復させるのか、まさに、100年の森づくり構想はそこにあるべきだと思うんですね。そのような中であって当面の5年から10年をどうするか。このままでいったら10年後には長良川の鮎は過去の遺物になってしまう。

もうひとつ、材木の価格が安いといわれていて今でも安いけれども、50万立方の需要があるから出そうと言って供給過多になれば、需要と供給とのバランスによって安くなるのが当たり前です。名古屋市では、バイオマス発電施設が出来たことで、パルプ工場への供給が不安定になって価格が上がったことから分かるように、供給が安定しなくなってくるから価格が上がるんです。合板工場やバイオマス施設や製材工場へ供給するために出すということについて、民間の経営の考え方からすれば、ニーズがあるから出すというときに、出すことで利益がどれだけ伴うかを考え、その中で機械化を進めたり、インフラ整備を進めたり、技術者を育成したりする等の経営努力で、従来一人頭3立方メートルだったものを5万、6万立方メートル出すことで、産業として成り立っていると思うんですね。

それともうひとつ、材木の価格は、下がることはあっても上がることはないと思います。昔良かった時代は、180万戸もの住宅需要があったが、今は100万戸どころか80万戸、60万戸となっている。なおかつ、柱で持たせるのではなく壁持ちの構造で、もっと言うと、大手のハウスメーカーではプレハブで組み上げる工法のため木材の出番がない。在来工法でも金具がものすごく多く使われていて、細い柱でも大丈夫になってきた。こうして需要が下がっている所へどんどん出したら、ますます下がることは間違いない。経営者として努力はするけれども、まずありきは、循環可能な森林資源が循環しなくなる問題の解消です。補助金で沢山植えるといっても、150本もの苗木を担いで2時間も山を歩く人が大勢いた昔ならともかく、今の時代、誰が山へ行くのですか、だれが草刈りをするのですか。従来の考え方で再造林することは不可能だと思います。だとすれば、今の段階では、伐採量を増やすことも大切だけれど、年齢構成を補正することが第一義で、その上で素材生産や木材加工を考えないと、いずれこの産業は消えると思います。ヒノキではかつて6万から7万あった柱取りが、今や1万5千円となっています。そこへどんどん出せと言ったら、他県で方向転換をしなかったことで今は疲弊している例があることを思うと、大変なことになると憂えています。

(事務局) ※瀬上林政部長

年齢構成について、まさにおっしゃるとおりです。だからこそ、次期森林づくり基本計画では、更新対策という事で、年齢配置の平準化として、低い部分はその次の年齢で増やしていくということを考えています。これについては、100年先を見据えた森林づくりの基本的数値目標をシミュレーションしているところです。将来50万立方メートルの木を伐るとすると、これくらいの人工林が必要で、再造林がこれくらい必要だというようなものです。最終的に100年先を目指して、これくらいの人工林面積があればよいと、詳しい数字はまだ分かりませんが、そういう形で考えています。中原委員が心配されていることは、県もそれを一番危惧しておりまして、将来、木材が循環するためには、

確実に資源を確保しなければならないと考えております。

木材価格の話については、間伐の補助金が搬出間伐となって、それに合わせて市場とは関係なしに伐ることで供給過多になり、単価が暴落した時期がありました。県の考え方としては、これまでは市場へ出しているためいくらで売れるか分からなかったけれども、これからは合板工場、製材工場、バイオマス等へ直接売ること、ある程度一定の価格で売れるようになりました。10万から15万立方メートルくらいはこの単価で買ってもらえるようになりますので、ある程度値崩れを起こさずにいけるのではないかと思います。ただし、生産コストがまだ高いので、行政としては、機械化したり、作業道を入れたりすることを支援して、生産コストを下げ、山元の取り分を増やすという努力をしています。あと、先ほど言われた住宅需要については、100万戸へ回復するとは思えないので、県で考えているのは、県外や海外も視野に入れて新たな需要開拓をして、価格の維持、山元のやる気の維持をしたいと思っています。

(事務局) ※高井技術総括監

100年の森づくり構想は、来年度も含めて検討していきますが、まず、これからの木材生産はどういうところでやるかということですが、現在30万ヘクタールの人工林があり、その中でもこれからは、傾斜、土壌などで条件の良い場所を木材生産林として絞っていく方向で、必要量が確保できるよう検討しています。そうすれば、例えば15万から20万ヘクタールくらいの木材生産林でも必要な生産量を確保できるのではないかと思います。具体的な数字については、もう少し詰めた段階でお話したいと思いません。

(内木委員)

ヘクタールあたりの材積が少ない気がするんですが。例えば主伐の材積など。

(事務局) ※瀬上林政部長

森林簿の材積が現実よりも低めではないかということは聞いています。

(中原委員)

昭和30年代初頭から大造林時代を迎えましたが、本来植えてはいけないような急傾斜の場所にまで1本いくらという目的で植えて、これが齢級構成の山の部分になります。ただ当時は国民の生活レベルを上げる、雇用促進、現金収入を得るといった目的があり、その意味では良い施策でしたが、その後の進め方がいけなかった。これからは超短伐期施業で、例えば40年までで回収する。それらは全てバイオマス等のエネルギー資源用として、それに合った品種を選んで35年から40年で育てる。その次には合板・集成材用として50年から70年で、あとは大径材用の単価の高いものということで棲み分けをするべきです。スギとヒノキというだけの区別でなく、山からの木材生産という事を考えると、そこまで細分化した形での再生林にする。林野庁のいう一律60年が標準伐期齢で、どういう目的でその木を育てているのかという考えが抜けているのではなく、地形、土地柄、気象条件を考慮して、最も循環しやすい、採算のとりやすいようなことを行政で

思い切って推進しなければいけないと思います。一律100年でやるものと、40年でやるものとは当然コストは下がります。荒っぼい育て方でもバイオマス燃料として使えるもの、丁寧に育てて国宝級の建築物に使ってもらうものでは、お金のかけ方が違うので、思い切って目的別にやらないと、無駄な経費が流れます。

(事務局) ※瀬上林政部長

まさにそこは県も考えているところで、30万ヘクタールを絞り込んで20万ヘクタールにしたり、コストを考えて、柱材をとるのか、バイオマスにするのか、用途を考えたりしながら計画を作っていかなければならないと考えていますし、そのところを地域で議論していくというのが、今度の岐阜県森林づくり基本計画の内容になります。

(小林委員)

9ページのところで、利用率が35%とありますが、残りの65%の内、今、チップになるのはどのくらいあるのでしょうか。

(事務局) ※長沼県産材流通課長

全県で55万立方メートルが林内に取り残されています。

(小林委員)

使おうと思えば使えるものですか。

(事務局) ※瀬上林政部長

使えます。ただ問題なのは、道から遠いと搬出にコストがかかるので、バイオマスに使えるものでも、実際に使えないことはあります。

(小林委員)

コスト計算をして、65%の内、今使える見込みのある量はどのくらいですか。

(事務局) ※長沼県産材流通課長

搬出費用と買取価格によります。コストとしては、全木で出すという方法も含めて考えて、いかにコストを下げ、使う率を高めるのかということになります。

(小林委員)

これから買取価格が下がっていくことを考えると、早く回収して、早く使っていかなければならないのではないかとあって、回収コストが気になったものですから。

(事務局) ※長沼県産材流通課長

具体的な数字は分かりませんが、固定価格買取制度でバイオマスは32円、2千キロワット以下では42円で、その分、原木を燃料として高く買ってもらえます。

(小林委員)

バイオマスも太陽光と同じで、軌道に乗るとまた補助金がなくなってくるので、スピード感がないといけないのかな、と思ったのでお聞きした次第です。

(伊藤委員)

結局、コストがどうしても高く付くから未利用材として山に放置するケースが多いと思うんです。その理由としてはやはり林道が狭いことです。またそれだけのものを運ぶ運賃が捻出されない。いくら土場まで出てきても、そこから30キロメートルも40キロメートルもある所まで燃料を運ぼうとしたときに、買い取り価格は、チップにしたものでトンあたり6,500円。それで割に合うのかという事になってくると、コストを下げるという点では林道を広げるのが先決で、これは決して今だけの話ではなく、これから100年も200年も500年も先の事まで考えると、どこかで手を付ける必要があると常に考えています。未利用材を含めたシステムを完成させていく必要があると思っています。

(中原委員)

コンソーシアムの視察でドイツへ行ってきました。ここ10年、林業の素材生産コストはすごく落ちているし、逆に1人あたりの生産性はすごく上がってきている。それにも拘わらず、なぜこんなに利益が低いのかと言われる。なぜかというと、それはロジスティックが違うからです。向こうでは日本の10トンダンプのように、18トンから20トントラックが走っています。10トンのロングボディーにもう一つ牽引して、普通に走っている。チップも25トン積んで運んでいる。だから日本では、いくら設備投資をしても、山の土場から出ていくのに、そこから先が細いと、パイプ詰まりを起こしてしまうんです。

また、コンソーシアムでバイオマス燃料について検討していますが、24時間設置されている古紙回収のコンテナみたいに、土場にコンテナを置いておいて、情報連携をして、破砕機も使ってそれらを巡回して集めるといった方法も成り立つのではないかというアイデアも出ています。

(伊藤委員)

たしかに、生産性が高い北海道では、真冬に、雪を固めて谷を埋めて通行路を作って、4トンや6トンどころではない本当の大型のトラックをどンドン入れて搬出しています。やはり、道路を広げることがコストを下げる一番の近道ではないかと思っています。

(中原委員)

新しい仕組みを考えるとき、他の話はヒントになりますね。

(小林委員)

以前、温暖化対策の話をしていたとき、トラックで炭になるものを持って行って、その場で炭にして回収したらいいんじゃないかという話がよく出ていたんです。

地産地消エネルギーと考えると、小さい所でもチップにはなるので、温暖化対策として考えても、エネルギー対策として考えても、やはり岐阜県の財産は木材だと思うので、

何か小回りの利く方法でやってもらえたらいいなと思ったので、質問しました。ありがとうございます。

(中島委員)

本来A材は柱に、そして先の方はパルプやバイオマスに使う。そこへ戻していくことが大事だと思います。とは言っても人口は減る。そんな中で、木が日本の文化だということを教育や行政が伝えていかなければならない。本来、無垢で柱を作る、住宅には木を使うということを学校教育などを通じて「刷り込み」という形で浸透させていくことが大事だと思います。人口は減り、100年住宅などといって更新のスパンも長くなり、需要は減る。その中で、少しでも国産材を使用するという政策誘導、教育誘導、財政的誘導などで、地味な話ですが、少しずつそういうことを林業の根本としてやっていくべきです。そのためには、道の話もコストを下げするため、というトータル的な考えでやっていただきたいと思います。

(会長)

具体的な施策について色々ご意見があり、施策としてやっていくとして、今日の議題となっている計画の素案について、そのほかご意見はございますでしょうか。

なければお諮りしたいと思いますけれども、今日の議題になっております計画の素案についての議第1号について承認するというところでよろしいでしょうか。

～異議なし～

(藤原会長)

それでは、計画につきましては原案のとおり決定するというので、答申をさせていただきますということで、よろしいですか。

～異議なし～

(藤原会長)

ありがとうございます。それでは議題1号につきましては原案のとおり決定するのが適当だという事で答申することとして進めさせていただきます。

ここで、答申文(案)を作成しますので、10分ほど休憩とさせていただきます。

～休憩後再開～

(藤原会長)

審議会を再開致します。

それでは、事務局から答申文(案)の朗読をお願いします。

・答申文（案）朗読

(案)	岐森審第2号 平成27年12月24日
岐阜県知事 古田 肇 様	
	岐阜県森林審議会 会長 藤原 勉
地域森林計画の樹立及び同計画の変更について（答申）	
平成27年12月24日付け林第424号をもって諮問のありました下記について、原案のとおり決定することを適当と認めます。	
記	
1 森林法第5条第1項に基づく長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について	
2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について	

(藤原会長)

ただいま事務局から読み上げていただきました内容でよろしいでしょうか。

～異議なし～

(藤原会長)

ありがとうございます。それでは、この内容で答申することを決定させていただきます。以上で、本日ご審議いただく事項は終了いたしました。引き続きまして、報告事項に入ります。

それでは、岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等につきまして、報告をお願いします。

(向井委員)

林地部会長の向井でございます。林地部会における審議状況等について、事務局に説明をお願いいたします。

(事務局) ※田畑治山課長

～資料8に基づき林地部会における審議状況等について説明～

(藤原会長)

ただいまの説明について、ご質問等がありましたら伺いたいと思います。

(中島委員)

太陽光発電の林地開発について、森林法上では具体的にどういう部分が開発の対象部分になるのか。林地を改変する、つまり伐採しておいてパネルを設置することになるけれども、例えばゴルフ場や採石場等とは違うイメージがありますが。

(事務局) ※田畑治山課長

太陽光パネルを設置する部分については、基本的には森林を造成できない部分に当たりますので、そういった部分については、開発行為に係る森林となります。森林は上にある木と、木があることによって土壌が形成されて、土砂が流出しない等の機能を維持していますけれども、このような形質や性質を長期的に維持できないものは開発行為に係る森林とみなしています。

(中島委員)

ゴルフ場などの開発では、遊水池や沈砂池とかを造るのですが、その計算式は違ってきますか。

(事務局) ※田畑治山課長

基本的に、雨が降って土壌に浸透していく際に、森林があることによって流出係数が60%とか70%とかになりますが、開発されると100%水が出ていきますので、流出量が増えるということで調整池を設置したりしています。太陽光パネルが設置された部分については100%として計算して、必要に応じて調整池などを設置します。

(事務局) ※瀬上林政部長

太陽光パネルだからと言って、基準が変わるわけではないということです。

(中島委員)

雨がパネルで遮断されて横へ流れるので、水道(みずみち)が変わるという話を下流の人から聞いたことがあるのですが。

(事務局) ※瀬上林政部長

開発区域に溜まった水をどのように流すかという話になると思います。これまでと違った場所に出てくることもあります。流末まで調査したうえで許可をしています。

(中島委員)

分かりました。

(藤原会長)

では、よろしいでしょうか。

(藤原会長)

それでは、その他の事項につきまして、第39回全国育樹祭の結果報告について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※荻巣全国育樹祭推進事務局次長

～資料9に基づき第39回全国育樹祭について結果報告～

(藤原会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

この際ですので、このほか、ご意見等ございましたら、お願いします。

(中原委員)

宇佐美先生に伺いたいと思いますが、先日、住宅設備の会社の役員から、日本全国には5千万戸のリフォームの対象となる住宅があるから大丈夫だが、時代の変化と日本人の住宅文化の変化を敏感に感じ取り、デザインや使い勝手の良さについて怠ったときは、ライバル社に負けるだろうと聞きました。これが木材となると、リフォームに関して、どういった切り口でビジネスチャンスが生まれていくのでしょうか。

(宇佐美委員)

新築住宅の8割くらいがハウスメーカーで、残りの2割か1割のところで設計事務所や工務店が木材を使うことになります。これからリフォームをされる方は、一定年齢以上の方が多く、生活スタイルが変わってきて、バリアフリーなど終の棲家にするため便利にしたい訳です。でも、やはりぬくもりを感じる、自然に帰る木が好まれます。その意味では、リフォームの方が、新築よりも木材を使う機会が多いと思います。昔からの木造住宅はリフォームができるので、うってつけだと思います。

(中原委員)

そういったことを把握したうえで、リフォームで特に好まれる部材をマーケットに送り出すという事が重要ですね。

(宇佐美委員)

あとは、床暖房をできるようにするなど、これからの生活に合ったものにしていかなければならないと思います。需要はあると思います。

(中原委員)

昭和40年代からの高度成長期にできた木造住宅については、リフォームしやすいので木材利用のニーズはあるということですね。分かりました。ありがとうございます。

(藤原会長)

ほかにごございますか。

それでは、ご発言もないようですので、これで本日の審議会を閉じさせていただきたいと思えます。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

(事務局) ※高井技術総括監

藤原会長には、長時間にわたる議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございました。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、署名をいただいた確定版を改めて送付させていただきます。

では、これもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

午後3時00分閉会